

報第3号

専決処分の承認を求めることについて

(富士市税条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月19日報告

富士市長 小長井 義正

専第13号

専 決 処 分 書

富士市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事
件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである
と認め、専決処分する。

令和5年3月31日

富士市長 小長井 義 正

富士市税条例の一部を改正する条例

（令和５年３月３１日）
（条例第２２号）

富士市税条例（昭和６１年富士市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第３８条中「又は」の次に「第５号の１５の２様式若しくは」を加える。

第４４条第１項及び第５項中「第２２号の４様式」の次に「又は第２２号の４の２様式」を加える。

第４５条第１項中「第２２号の４様式」の次に「又は第２２号の４の２様式」を加え、同条第２項中「においては」を「には」に改める。

第１０６条第１項及び第５項並びに第１０９条第１項中「第３４号の２の５様式」の次に「又は第３４号の２の５の２様式」を加える。

附則第１０条第１項中「令和６年度」を「令和９年度」に改める。

附則第１２条中「、第６３条又は第６４条」を「又は第６３条」に、「、第６３条若しくは第６４条」を「若しくは第６３条」に改める。

附則第１２条の２第３項中「附則第１５条第２２項」を「附則第１５条第２１項」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２３項第１号」を「附則第１５条第２２項第１号」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２３項第２号」を「附則第１５条第２２項第２号」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２３項第３号」を「附則第１５条第２２項第３号」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２４項第１号」を「附則第１５条第２３項第１号」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２４項第２号」を「附則第１５条第２３項第２号」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２６項第１号イ」を「附則第１５条第２５項第１号イ」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２６項第１号ロ」を「附則第１５条第２５項第１号ロ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２６項第１号ハ」を「附則第１５条第２５項第１号ハ」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２６項第１号ニ」を「附則第１５条第２５項第１号ニ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第２６項第２号イ」を「附則第１５条第２５項第２号イ」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第２６項第２号ロ」を「附則第１５条第２５項第２号ロ」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第２６項第２号ハ」を「附則第１５条第２５項第２号ハ」に改め、同条第１６項中「附則第１５条第２６項第３号イ」を「附則第１５条第２５項第３号イ」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第２６項第３号ロ」を「附則第１５条第２５項第３号ロ」に改め、同条第１８項中「附則第１５条第２６項第３号ハ」を「附則第１５条第２５項第３号ハ」に改め、同条第１９項中「附則第１５条第２

項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第20項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項を削る。

附則第12条の3第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第19条中「第33項、第34項若しくは第36項」を「第32項、第33項若しくは第35項」に改める。

附則第24条の2を削り、附則第24条の2の2を附則第24条の2とする。

附則第24条の6第3項を削る。

附則第24条の7第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第25条第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第29条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の富士市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等が同条に規定する取得をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(当該中小事業者等が、同条に規定するリース取引に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に当該取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内に当該リース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の富士市税条例附則第24条の2及び第24条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第24条の7の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報第4号

専決処分の承認を求めることについて

(富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月19日報告

富士市長 小長井 義 正

専第14号

専 決 処 分 書

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

令和5年3月31日

富士市長 小長井 義 正

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（令和５年３月３１日）
（条例第２３号）

富士市国民健康保険税条例（昭和４２年富士市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１９条第１項第２号中「２８万５，０００円」を「２９万円」に改め、同項第３号中「５２万円」を「５３万５，０００円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 改正後の富士市国民健康保険税条例の規定は、令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。